

平成23年加美町議会第3回定例会会議録第4号

平成23年9月29日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪股洋文君
副 町 長	吉田 恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	柳川文俊君
政策推進室長	今野幸伸君
危機管理室長	早坂俊一君
庁舎建設準備室長	猪股清信君
町民課長	畠山和幸君
税務課長	鈴木 裕君

特別徴収対策室長	渡 邊 光 彦 君
農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
農業振興対策室長	鎌 田 良 一 君
森林整備対策室長	高 橋 洋 君
商工観光課長	日 野 俊 児 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保健福祉課長	佐 藤 勇 悦 君
子育て支援室長	吉 岡 悦 子 君
地域包括支援センター所長	高 橋 ちえ子 君
上下水道課長	田 中 正 志 君
小野田支所長	早 川 栄 光 君
宮崎支所長	佐 竹 久 一 君
総務課長補佐	佐 藤 敬 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教育総務課長	竹 中 直 昭 君
社会教育課長	鈴 木 啓 三 君
体育振興課長	大 類 恭 一 君
農業委員会事務局長	早 坂 安 美 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 橋 啓 君
次 長	熊 谷 和 寿 君
議事調査係長	橋 本 幸 文 君
主 査	佐 藤 礼 実 君

議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 9号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 第 3 報告第10号 平成22年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

- 第 4 議案第 5 1 号 加美町東日本大震災被災者に対する定住宅地貸付等の支援に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 2 号 加美町税条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度加美町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 5 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度加美町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 請願第 1 号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願書
- 第 1 8 認定第 1 号 平成 2 2 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 2 号 平成 2 2 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 3 号 平成 2 2 年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 認定第 4 号 平成 2 2 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 2 認定第 5 号 平成 2 2 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認定第 6 号 平成 2 2 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 4 認定第 7 号 平成 2 2 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 5 認定第 8 号 平成 2 2 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 6 認定第 9 号 平成 2 2 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 7 認定第 1 0 号 平成 2 2 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 28 認定第 11 号 平成 22 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 29 認定第 12 号 平成 22 年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

第 30 認定第 13 号 平成 22 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 30 まで

午前10時00分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、11番佐藤善一君、12番米木正二君を指名いたします。

日程第2 報告第9号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（一條 光君） 日程第2、報告第9号専決処分した事件の報告について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第9号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成23年3月12日、午後9時ごろ、加美町宮崎字屋敷一番地内の宮崎支所駐車場内において、東日本大震災に伴う給水作業を行うために給水車にライトを当てようと職員が公用車を運転したところ、後方に停車していた相手方車両の確認をしないまま後進したため、接触し、損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲内においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（一條 光君） これにて報告第9号専決処分した事件の報告についてを終了いたします。

日程第3 報告第10号 平成22年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第3、報告第10号平成22年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第10号平成22年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について御報告申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成22年度事業報告並びに決算は、既に配付しております第13期

決算報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 決算書に2ページに収支状況がありますけれども、人件費と管理費が上がっておりまして、事業費が2割ほど減っているということで、指定管理等町のほうからもお金が入っているわけですが、何か助言なり、そういったことはされたのかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 人件費につきましては、一昨年ですか、専務でございました方が社員となったというようなことがあります。

それから、おおむね200万円ぐらいの増加ですけれども、これにつきましては町で行っています緊急雇用対策事業の関連で1名を介護の関係で雇いまして、それで増額になっているということでございます。

また、運営関係につきましては取締役会、株主総会等に職員も出席しまして、いろいろ協議をしている状況でございます。

○議長（一條 光君） そのほか、ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第10号平成22年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 議案第51号 加美町東日本大震災被災者に対する定住宅地貸付等の支援に関する条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第51号加美町東日本大震災被災者に対する定住宅地貸付等の支援に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第51号加美町東日本大震災被災者に対する定住宅地貸付等の支援に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、東日本大震災の被災者に対して町が保有している未利用地を無償で貸し付け、自立した生活再建の支援を図るもので、貸し付けた土地に住宅を建てていただき、5年間の貸付期間終了後も加美町に住み続ける方には、その土地を無償で譲渡するものです。

対象とするのは、東日本大震災により沿岸部で住宅が全壊した方や、福島第一原子力発電所事故により住んでいた地域が警戒区域内となった方で、加美町に移住し、家を建てて定住しようとする方で

す。これにより被害者の生活再建を後押しするとともに、貸付期間の5年間及びその譲渡後もさらに5年間住み続けることを条件としておりますので、加美町への定住促進を図る上でも大きな効果が期待できるものであります。

なお、貸付期間が終了するまでの期間に限り、貸付地に建てた住宅に係る固定資産税の課税を免除し、加美町への定着と暮らしの支援をあわせて行うものです。

貸付地としましては、役場西側の旧職業訓練校跡地と、中新田城内の引き揚げ者住宅跡地を予定しております。申し込みの状況を見ながら、他の未利用地の活用について検討していくこととしております。お手元に議案資料として当該概要図を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 町長が就任して1カ月にならんとしておりますが、この条例につきましては被災者に対する温かい思いと、定住促進を進める大きな熱意のあらわれだと思えます。

それでは、質問させていただきます。

定住住宅の位置については2カ所ということで、町長にお示しいただきました。そうしますと、区画数とその1区画の面積はどのくらいなのか。さらに、申請者が多いときの対応ということで、多分抽選とかされると思います。さらには2カ所以外にも町有地の未利用地を考えているという先ほどのお話をいただきました。それについてお伺いします。

さらには、この無償で借り受ける方々がそこを利用するときの上下水道の受益者負担があると思うんですが、その辺についての負担はどこでやるのか。さらには、この支援に対する貸付関係については、多分県内では聞いたことがないと思いますが、その辺の県内の状況と、あわせましてこの支援に対する事業をインターネット等ではいろいろ広報されると思うんですが、先ほど町長から沿岸部と原発の被災地に限定していると説明いただきましたが、その沿岸部の被災した市、町に対して「うちの町はこういう条例を設けてやっておりますよ」という周知もされるかどうか、担当課長にお聞きします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

最初に、位置につきましてですけれども、町長が申しましたように2カ所、区画数にしましては旧職業訓練校の跡地は大体4区画ぐらい考えておるところです。面積につきましては大体100坪強を考えております。引き揚げ者住宅につきましては、入り口の関係等がありますので1区画、これも100

坪強になります。

それから、申請者が多い場合は2カ所以上考えるのかという話でございますけれども、とりあえず2カ所で考えておまして、申し込みが多ければほかの場所も考慮に入れたいというふうに考えております。

それから、下水道の受益者負担ですけれども、貸し付けしている間は町有地なものですから、その間は町が受益者負担をするという形で、無償譲渡のときにその権利をそのまま引き継ぎますので、多分下水道のほうは発生しないのかなというふうに考えておるところでございます。

それから県内の状況ということですが、今回のこの東日本大震災に限っての条例というのは多分加美町が最初、全国でもまだないんじゃないかなというふうに考えております。情報は入っておりません。県内、県外、全国でも無償譲渡という形で出している市町村はかなりありますけれども、この東日本大震災に限った条例は加美町が最初だというふうに思っております。

それから周知の方法等ですが、インターネット等には当然掲載する予定でございまして、できれば被災された市町村にもこういう情報を流したいというふうには思っておりますけれども、何せその市町村の住民をこちらに呼ぶという形になりますので、向こう側とちょっと相談しながら進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） ありがとうございます。それで、現在加美町にそういう被災された方々が町営住宅、個人貸しの住宅とかにいると思いますが、何世帯、何人ぐらい住んでおられるのか、お聞きします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

交流センターのほうに避難している方々で、住宅に入られた方、3世帯ほどございます。その中で、できればこちらに定住したいという方々もおります。それから、町内に避難している方もございます。6月24日現在でちょっと古いんですけども、131名、53世帯ございまして、ここにも結構加美町の町営住宅、それから民間のアパートに入っている方もいます。ちょっと詳しいデータはこれしか持っていないので、これが状況でございます。（「了解」の声あり）

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。2番尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 定住対策については、2年ほど前には私が遊休地を無償で提供したらどうかというふうなことで提案させていただいた後に、現在では色麻のほうでそうしたことを実施しているわ

けですけれども、今回東日本大震災というようなことで無償提供するというふうなことです、こうした少子化時代に、きのうまでの議論の中でも定住というふうな部分で大分協議されたわけですけれども、今回の震災に限らず加美町に定住したい、あるいは加美町に住みたい、あるいは加美町で子育てをしたいというふうな方々にオープンに提供していったらどうかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

今回の条例の目的は、東日本大震災の被災者に対する支援ということでこういう条例をつくらせていただきました。それから、尾形議員からも指摘ありましたように、定住という形で町に呼ぶという施策は、定住促進検討委員会のほうでいろいろな施策をし、土地の有効利用等々考えまして、そういう意見が結構出ておりますので、意見がまとまり次第、町に対する定住促進を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 2番尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 町長にお伺いしたいんですが、今後こうした少子化というふうな問題の中で、町として遊休地を無償で提供する方向で考えるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、室長が申したとおりでありますので、これからさまざま検討しながら、未利用地の活用による定住化促進を図ってまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 現在この制度を利用したいという方はいらっしゃるのでしょうか。いるとすれば何人ぐらいいらっしゃるのか、わかっていればお願いします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 現在のところ、1世帯ここに住みたいという方がおります。以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい」の声あり）18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 重複した質問になるかとは思いますが、震災後半年たって、加美町に避難されてきている人たちは仮設に入られたりして大分減少してきているんじゃないかと思えます。交流センターにいらっしゃる人たちも含めて、町内には131名が6月24日の時点にいるということでしたが、避難されている方たちで9月末の時点で住民票を移されている方、世帯は何世帯くらいいるのか、わかっていたら。ほとんど住民票移さないでいるかとは思いますが、住民票を移されている方々が何世帯いるか、もし把握されていたらお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長、お答えします。

手元にははっきりした資料はございませんけれども、私の記憶にあるところでは35人だったと記憶してございます。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） まず対象年齢、条例の2条にあるんですが、50歳未満ということで、もしどうしても年齢がもう少しいてもという場合、その下に「町長が必要と認める者」とあるので、その辺融通がきくのか、1点。

それと、15条に「必要な事項は規則で定める」ということで、とりあえずここにはないんですが、規則がもうでき上がっているのか。それと、議会の同意もしくは承認とかそういったものがこれは必要なものなのか。

あとは、実際こちらに避難した南三陸町の方が、子供さんが中学生で非常に仲よくなったんですが、仕事の関係でどうしても涌谷町にということで転校になるんですが、そういった職のあっせんというか、その辺も何かこれに関連してあるんであればお願いします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

2条につきまして、50歳未満というふうな形にさせていただいたものは、家を建てていただく、それから10年間住んでいただくということで、50歳未満で10年たつと60歳ぐらいになるのかなど。大体その年齢くらいの人に建てていただくが一番いいのかなということでやっております。ただ、ただし書きをつけましたので、議員の質問のとおり運用できるようにはしております。

規則に関しましては、つくっております。

それから、議会の同意ということなんですけれども、この条例そのもので運用していくというふうな形になりますので、特に議会の承認とかはないというふうに考えております。

それから、南三陸町から来られて涌谷に行った方が1世帯ございますけれども、職の提供という形、いろいろ商工観光課のほうでもやっておりますけれども、なかなか合う職業が見つからないという方が多くて、南三陸町の仮設のほうに移ったりしておりますので、商工観光課との連携を図りながら、できるだけ職のあっせんをしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 鳴瀬の交流センターはいずれ閉めるのか、9月中に閉めるのかどうか。

そのほか、避難者が一般の住宅なり自分で家を建てた場合に、何年か生活の保障をしていただくのか。大分手厚い県のほうの補助もあるようだし、県のほうでは全然まだ金が出ていないので、事務的に滞っているというようなことがきのうの新聞に載りましたけれども、何年間生活の保障をしてくれるのか、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 交流センターに関しまして、現在1世帯まだ避難している方がおります。この方は10月1日に涌谷のほうに移るという予定になっておりますので、その方が退所されましたら、交流センターの2次避難所というものは閉鎖する予定にしております。

それから、何年間手当てをするのかということなんですけれども、現在のところ県が契約主となって民間アパートを借りたりしている方々につきましては2年間という形になっております。それから、今回の条例で5年間の固定資産税の免除を行いたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 生活の保障はどうなんですか。家賃だけの補助なんですか、それとも生活を2年間見るということなんですか。その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

最初、避難所に避難している方々については、生活まで一切国の支援という形で交付されます。ただ、その後、応急仮設住宅等という形で地元の応急仮設住宅あるいは民間アパートあるいは県営、町営の公営住宅、そういうのに入った方々については、家賃、それから社協さんなんかでテレビや冷蔵庫なり支援する場合がありますけれども、電気、水道、その他の生活費は個人で見てくださいということで2年間という形です。ただ、その2年間が今度延長になるかどうかということについては、まだ通知は入っていません。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この土地の資産価値はどのくらいに見ておられるかということが1点。

それから、禁止事項として5年以内に第三者への転貸または譲渡を禁止するということになっていきますけれども、定住促進ということを考えると5年でもいいのかどうか。この件についてお伺いします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 対象地の資産価値ということですが、ちょっと調べておりませんので、後で報告させていただきたいと思います。

それから、5年でいいのかというふうな御質問ですけれども、無償で貸すのが5年間、その後に5年間住み続けてくださいということで、おおむね10年住んでいただければいいのかなというふうな形で今回の条例をつくらせていただきました。

以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号加美町東日本大震災被災者に対する定住宅地貸付等の支援に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第51号加美町東日本大震災被災者に対する定住宅地貸付等の支援に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第52号 加美町税条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第5、議案第52号加美町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第52号加美町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に公布、同日施行されたことに伴いまして、関連する加美町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、寄附金税額控除の適用下限額を「5,000円」から「2,000円」に引き下げること、町民税の不申告に関する過料を「3万円以下」から「10万円以下」に引き上げるなど、町税における罰則について上限額の引き上げなどの所要の見直しを行うこと、また肉用牛に係る免税の規定の適用期間を「平成24年度まで」から「平成27年度まで」に3年間延長することなどであります。お手元に議案資料として改正の概要及び新旧対照表を配付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑はなしといたします。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号加美町税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第52号加美町税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第53号 平成23年度加美町一般会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第6、議案第53号平成23年度加美町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第53号平成23年度加美町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ5億2,134万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ130億8,660万8,000円とする補正予算と、債務負担行為の追加を行うものです。

歳入の主なものにつきましては、普通交付税2億2,552万4,000円増、県支出金として子育て支援事業補助金227万9,000円増、東日本大震災農業生産対策交付金793万5000円増、繰入金として財政調整基金繰入金5,000万円減、繰越金として2億7,128万4,000円増、諸収入として老人保健特別会計決算余剰金5,689万9,000円増、工業用地等造成事業特別会計決算余剰金131万6,000円増などであります。

歳出につきましては、総務費では財政調整基金積立金1億円増、減債基金積立金5,000万円増、庁舎整備基金積立金5,000万円増、民生費では社会福祉基金積立金5,700万円増、ねんりんピック加美町実行委員会補助金110万円増、介護保険特別会計繰出金4,193万9,000円増、労働費では新規学卒者雇用奨励金150万円増、農林水産費では東日本大震災農業生産対策交付金793万5,000円増、災害復旧事業土地改良区助成金639万円増、土木費では町道維持修繕事業630万円増、民間住宅リフォーム助成事業1,500万円増、消防費では縣市町村非常勤消防団員補償報奨組合負担金1,459万2,000円増、土壤放射能検査委託料100万円増、教育費では緊急連絡網システム導入委託料200万円増、災害復旧費では林道災害復旧費185万円増、観光施設災害復旧費980万円増、公債費では元金償還金2,964万8,000円増、

利子償還金440万8,000円減、諸支出では前年度地域活性化きめ細かな臨時交付金返還金899万9,000円増、前年度地域活性化公共投資臨時交付金償還金4,085万5,000円増などのほか、職員人件費の整理及び組みかえを行い、予備費を増額するものであります。

なお、公債費の補正につきましては平成17年度に5年金利見直しの条件で借り入れておりました過疎債などが金利の見直しとなり、元金と利子に増減が生じたことによる補正と、平成22年度臨時財政対策費の元金償還額を増額する補正であります。平成22年度臨時財政対策費の元金の増額は、これまでは借り入れから3年間の据え置き期間を設定し、4年目から元金の償還を開始していたものを、据え置き期間を設けずに平成23年度から元金償還を始めたことによるものであります。このことにより、利子償還の総額を920万円削減することができるものであります。また、今年度の財政運営や実質公債費率などの財政指標についても試算しており、今後に大きな影響を及ぼすものではないことを確認しております。

支出金に計上しております2つの前年度地域活性化臨時交付金の返還金につきましては、平成21年度からの繰越明許費、繰越金の財源として平成22年度に地域活性化きめ細かな臨時交付金2億6,102万4,000円、地域活性化公共投資臨時交付金2億1,472万8,000円をそれぞれ概算交付されておりましたが、契約請差などにより決算額が計画を下回ることとなり、返還金が生じることとなったものであります。

なお、東日本大震災の影響により一部の事業が年度内に完了に至らず、事故繰り越しとなったため、今回、補正予算に計上するものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 9ページに漆沢ダム環境整備委託金20万円が出ているんだけれども、そのダムの進捗状況というのはどういうふうになっているんですか。この辺についてお尋ねいたします。

それから、23ページ、今町長から説明あったんですけども、国県支出金の返納金、4,985万4,000円ですか。これどうして全部使い切らなかったのですか。この辺についてお尋ねいたしたいと思います。こんなの返すなんてもったいない話だ。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

ダム関係につきまして質問がありましたので、加美町におけるダム関係に関しましては、これからの計画、田川ダムと筒砂子ダムがあります。平成22年度の政権交代に伴いまして、できるだけダムに

頼らない治水ということで政策転換がされまして、今後の治水の対策のあり方に関する有識者会議が発足して、今現在検証を進めている状態であります。それで、国土交通省と県でもって今後の治水のあり方ということで、7月26日に第3回の検討会議が開催されております。それで、これからのダム事業に関して、ダムをつくらないで川の深さを変えたり、堤防の高さを変えたり、いろいろな政策のやり方と申しますか、今四十何項目ということで検討している最中です。その結果、国と県では考え方として一番いい方策を年度内に絞り込んで、国に答申してやるという状況になっております。それで、今後二、三回、年度内にその検討会議を開催して、皆様の意見を聞きながら検討してまいるといふ状況でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 返納金は。副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

23ページの国県支出金の返納金でございますけれども、地域活性化きめ細かな臨時交付金と地域活性化公共投資臨時交付金の返還でございますが、このきめ細かな臨時交付金につきましては純然たる請差が出たということでの積み重ねでございます。

また、公共投資臨時交付金につきましては、この交付金が国から示されたときに事業の計画を出します。これこれこういう事業を行いますということで出しますが、そこでお金が余っても違う事業に振り分けることができないということで定められているものですから、議員さんおっしゃるように全部使い切って事業ができれば非常にさまざまな事業ができたんですが、計画以外の事業には使ってはだめだということでの返還になったわけでございます。

以上です。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 建設課長、ダムは加美町にできるんですか、できないんですか。その辺どうなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

今その検討をしている最中でございまして、例えばその2つのダムをつくらないで既設のダムで対応できるかどうか、あるいは田川ダムをつくらないで筒砂子ダムを大きくつくったらいいかとか、あと逆の立場、例えば筒砂子ダムをつくらないで田川ダムをつくるとか、いろいろな検討をしている最中でございます。それで、今検討している方策が四十何通りありますので、それらをこれから会議を重ねて1つの案に絞るといふことで、まだつくるかつからないかというところまでの結論に達しておりません。以上でございます。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 建設課長がそんな考えではだめだと思うんです。これはつくるからやってくれというふうに、みんなにこういう方法でやるからというような方針を立てて、絶対これはつくるんだという方向で進まなければどうにもならないと思うんですけども、どうですか、その辺。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お答えいたします。

今、建設課長が答弁しましたように、治水、利水という両面でさまざまなパターンを国は考えておりまして、それぞれたしか9通りと12通りだったのでしょうか、そのまた組み合わせがございますので、四十何通りということなんです。先日説明を受けたところによりますと、年内中にはその案を1本に絞り、それを国のほうに出すと。そして恐らくは年度内中になるかと思いますが国のほうで指針といたしますか方針を定めるということでもありますから、今、検証作業が行われている状況であります。この検証作業によりまして、県が国とともに1つの案に絞ると、今その経緯を見守っていると。そのことを受けて2つのダムをつくるのか、1つにするのか、あるいはつくらずにほかの治水という方法を選ぶのか、それによって町としても対応していくということにならざるを得ないと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 16番です。

まず11ページのねりんピック加美町実行委員会への110万円、これは今までの加美町オリンピックとは事を異にするものなんでしょうか。これが何なのか。それでどんな趣旨で設置されるものなのかをお聞きします。

次に14ページ、補助金、新規学卒者の雇用奨励金150万円、これは一時期非常に就職難があつて、補助金を出すというようなことで県と連動してというような緊急雇用対策の費用だったと思うんですが、なぜ今この時期にこの額なのかと。新卒が出るというのは要するに学校が終わってというような状況なんです、実際これを出して、加美町でこの制度を享受して新しく学卒を採用したりというような実績について、今現在どのようになっているのかということをお聞きします。

もう1つは18ページなんですけれども、災害対策費で土壌の放射能を調べるということ、きのう、おととい、その前の議論の中でありましたが、土を取って宮城県公衆協会にこれを送ると、その費用が2万円で50カ所というようなお話をお聞きしたわけですが、この際の70万円の時間外というのはどのようなことに使われる費用なのか、その3点についてお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長、お答えいたします。

3 款の部分で老人福祉の中の19節補助金でねりんピック加美町実行委員会、110万円の今回補正をお願いしている部分でございますけれども、高齢者福祉大会、60歳以上の国体とさせていただければ結構なんですけれども、通称ねりんピックということで、スポーツ、囲碁、将棋関係も入ってきますけれども、その大会が毎年全国で行われております。それで、来年、平成24年は宮城県が開催地ということで、五、六年前からもう決まっているということで、今回ソフトバレーボールという競技が、本来であれば岩沼市で開催予定でしたが、東日本大震災の関係で岩沼市の体育館が使えないということで、県のほうから加美町でぜひその部分を宮崎の体育館を利用して行っていただけないかという依頼が7月下旬にございまして、それで加美町でその部分を受け入れることになりました。本来であれば震災がなければ、ほかの市町村は去年あたりに実行委員会を立ち上げていたところなんですけれども、加美町についてはことし打診があつて、早速実行委員会を立ち上げないとだめだということで、今年度3月までにいろいろなその競技の準備等の関連の予算を110万円、あと来年が本大会になりますので、かなり多くの金額が多分必要になるかと思っておりますけれども、今年度については実行委員会を立ち上げて、いろいろな作業をする部分の110万円を今回の補正でお願いしたというところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） この新規学卒者の雇用奨励金につきましては、全国的に雇用情勢が低迷しておりまして、去年あたりから高校、大学、それから専門学校等々におきましても就職が大変困難な状況が続いております。そのために、若者の雇用拡大、それから地元への定着ということを図るために、今年度、23年度から実施した事業でございまして、各企業等々にもこのような事業を行いますということでお知らせをしました。当初20名を見込んでおりまして、600万円を当初予算で計上させていただいたところでございますけれども、今現在25名の報告が上がっておりまして、1人当たり30万円の奨励金でございまして、5名分で150万円を補正計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

18ページ、災害対策費のほうに土壤放射能検査委託料100万円と時間外勤務手当70万円、これは土壤検査のための時間外勤務手当ではございません。実は人件費につきましては先ほど町長述べましたとおり、全体で4月の人事異動手当において調整をしたと。ただ、この時間外全体で150万円ほど下げて、全体の配置がえによる調整を行ったという形です。この時間外勤務手当につきましては、東日本大震災の関係の時間外の補正という形で御理解をお願いしたいと思います。ちなみに、時間外勤務手

当、4月26日の臨時会で、そのときたしか御質問なかったんですけども、1,346万円を一応計上させていただいたと。それが4月、5月、6月、ほとんどそれを見込んでやっただと。それに7月、8月、9月、まだ交流センター等の業務が残っていたということで70万円不足が出たという形の補正でございます。関連しますけれども、震災等の時間外についてはすべて振休、代休、そういう制度をとって、御了解のもとに支出しているという状況でございます。

○議長（一條 光君） 16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳） ねんりんピックの件なんですけど、何年か前に加美町が合併して国体を誘致した際に、ちょっといろいろ苦い思い出がありました。震災の影響でたまたま降って転んできたと言ったらほかの地域には大変失礼なお話なんですけれども、そういったことで加美町で開催していただくということで、要するに主導権をやってもらうのかやってあげるのかというような視点からだけじゃなくて、せっかくこういった機会でありますので、やっぱり疲弊している商店街なりなんなりにこの実行委員会がどのような形でかかわるかわかりませんが、たくさんの方がこの加美町に来ていただけるという、そういった機会はなかなかあるようでない、あってもなかなか利用し切れていないというのが現況のようだと思うんですね。ですから、そこら辺のところをもう少し掛け算の発想で、とにかくこの町にお金を落としていただく、今のこの時期にこういったことは不謹慎かもしれませんが、そういった視点で物事をやっていただきたいと思うんですが、課長どうでしょう。そこら辺。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長です。

今伊藤議員が言われたように、国体と同じです、60歳以上の方の。それで、参加人数が500人から600人ということになります。そのほか応援の人たちを含めればどのぐらいの人数になるかわかりませんが、今回実行委員会を立ち上げるに当たりまして、農協、商工会、あと3地区の振興公社も全部含まれております。それで、宿泊地につきましては加美町を優先すると、それで余った人たち、受け入れできない人たちについては鳴子とかというような割り振りで、県に私のほうでお願いしております。それで、国体やインターハイとまた違いまして、60歳以上のお年寄りとなると、競技もそうなんですけれども観光も兼ねてやって来るといったような情報もございますので、その辺での地場産品の販売等に力を入れまして、そこで加美町のほうも利益を得るような形で、こちらからお金を出すだけでなく、大会に参加する方々にもお金を落としてしてもらおうというような経済効果をこれから図っていこうと思っております。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員がおっしゃるとおりでございます、私もそういった視点で取り組もうと

いうことで担当課のほうにお話ししております。

さらに、参加者が60歳以上ということで、一番時間とお金のある方々でございますので、このねんりんピックのときにお金を落としていただくというだけではなくて、ぜひ加美町のファンになっていただいて、リピーターになっていただきたいと、そういうこともございます。ですから、観光ボランティアなども含めて町全体でお迎えして、歓迎したいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳） 福祉課長は、要するに職責上そういった事務的なお話があったんですが、今町長の答弁にもよりまして、この1つのイベントをこの町全体の活性化のために使っていこうというような趣旨のお話もお聞きしました。ということになると、また大変お忙しい中商工観光課長の出番だと思います。そういったことで、新しいセクションなりなんなりを立ち上げて、加美町のさらなる活性化のために頑張ってくださいたいと、エールを込めて。回答要りません。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 14ページの東日本大震災農業生産対策交付金での事業の内容と、同じく災害復旧事業土地改良区助成金での事業内容をお願いします。

それから、18ページの緊急連絡網システム導入委託料で計画されている事業の内容をお願いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長、お答えします。

初めに、東日本大震災の農業生産対策交付金でございますけれども、加美よつば農協で持っているところの東部カントリーエレベーターと申しますが、鳴瀬にあるカントリーエレベーターが今回の地震で被災しました。それで、約1,600万円ほどの事業費がかかりますので、その2分の1を震災の交付金としていただいて、事業主体は農協でございまして、町を経由してこの補助金が行くということです。歳入もでございます。

それから、農林業災害対策、土地改良の関係でございますね。これは、やはり3月11日の地震で土地改良区関係でもかなり被災しています。ここへ計上していますのは、加美郡西部土地改良区と鳴瀬川土地改良区に分で、加美郡西部が350万円、鳴瀬川土地改良区が289万円という補助金でございます。それで合わせてこの金額になります。

もう1つ、私のほうの町で関係しますところの大崎土地改良区というのがございます。今そちらがまだ設計等の調査中でございますので、その分については今回計上いたしておりません。その分については大崎土地改良区と事前に打ち合わせをいろいろさせてもらっていますが、県等も入っています

が、24年度分の当初でこういう補助金をお願いするということになります。よろしくお願ひいたします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

緊急連絡網システム導入委託料ですけれども、内容は大体小中学校、幼稚園、こども園、それから中新田の保育所も含まれます、そういったことの一応予定では、子供たちの保護者を5,000人ぐらい登録できれば全部網羅できるというような内容でございまして、当然防災のため、あるいは緊急時の連絡のためにメール送信するというようなこととございます。

金額の内訳につきましては、初期導入費用が160万円ちょっとです。あと、一応今年度実際に供用開始になるかどうかわかりませんが、使用料も13万円ほど一応とっております。それから研修会費用として20万円ぐらい、合わせて200万円という内容になっております。初期導入費用も2カ月から3カ月ぐらいかかるということですので、早ければ年内、あるいは1月というような導入になると思います。その後保護者に説明したりとか、そういった作業がございまして、供用開始は4月には何とかしたいというように思っております。

以上です。

○議長（一條 光君） 10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） このメール発信の事業ですけれども、次年度以降はどのくらいかかるか、今の時点ではまだわかりませんか。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 当然、今後予算が通りましたら何社か業者を指名して契約するわけですけれども、私どもで思っておりますのはメンテとかそういったものが次年度以降かからないように、使用料だけで済むようにということとございますけれども、全部で年額で大体50万円から60万円、70万円ぐらいの範囲というふうに、来年度予算を考えております。

○議長（一條 光君） 10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 副町長にお尋ねします。

前から町民全体への防災メール発信をずっとやってきたわけですけれども、今回保護者を中心にやるということですが、町民の希望者全体にこの事業を拡大する計画はされていないかどうか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

一條議員からは前からこの御質問をいただいております。私のほうでは「検討させていただく」というふうに申し上げておりました。ちゃんと検討しております、しないということでの検討をすと言ったわけではございません。ただ、町民の全世帯にとりますと、ちょっとサーバーが動かなくなるおそれがあるということと、それからこのような大規模な震災が起きて、小さなものでしたら発電機で何とかありますけれども、これだけ大きなことになると、何日間も停電する中で全世帯ということになりますと、サーバーの大きさもさることながら、電源を県外に持って行って県外からサーバーで発信できるようにということも今検討しておりますので、前向きに進めたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今、緊急連絡網システムのお話がありましたが、震災後、共通して非常電源とか通信手段とかに補正予算をつけているのは意味のあることだなと思う観点から質問いたします。

10ページの支所費の委託料に非常放送設備移設委託料とありますが、これはどういう内容なのか。宮崎支所にだけ書かれてあるような気がするんですが、そこがなぜなのかちょっとお伺いします。

それから、今緊急連絡網システムのことはお聞きしましたが、21ページ、中新田文化会館の会館費336万円、非常用自家発電装置更新工事とありますが、これは非常用自家発電を何によるものなのかお伺いします。

それから、その下にあります中新田交流センター費が270万円ほど減額になっていますが、この内容についてお伺いします。

以上です。

○議長（一條 光君） 宮崎支所長。

○宮崎支所長（佐竹久一君） 宮崎支所長、伊藤議員の1番目の質問に対してお答えします。

支所費の委託料でございますけれども、これは支所内の非常用放送の移設委託料でして、今現在JAが入居しているわけですが、その事務所に今現在置かれている状況なんです。それで、いろいろJAのセキュリティーの関係もあるし、支所で使いたいときに使えないという状況もありますので、支所の事務所に移設したいということで今回の補正でお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長、お答えいたします。

文化会館の工事請負費336万円についてでございますが、これにつきましては室内用の消火栓がついているわけなんです、それを動かすための非常用の自家発電装置がついておりますが、大分老朽

化しておりますので、今回交換工事を行うものでございます。

それから、交流センターの給料関係でございますが、昨年度は3名の職員が配置されておりましたが、今年度、正規職員が2名になりましたので、当初予算では3名で計上されておりましたので、1名分減になった分の補正でございます。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今の御答弁について、中新田交流センターの減額なんですけど、今回震災後に避難されてきた人たちが大分いらしたわけなんですけど、最大で70何名ほどいらしたかと思うんですけど、そのときに緊急に雇用したりしたという人員というのか、に対する給料とか手当とか、そういうものは特別になかったのでしょうか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

先ほど社会教育課長が答弁したとおり、当初予算の関係の移動を今回9月でさせていただいていると。当初予算は御存じのとおり震災前に策定していますので、その関係でございます。それで、震災後の関係でございますが、それは災害費の中でいろいろ災害対策本部で協議しながら、職員の派遣あるいは宿日直も含めて、これは全体でカバーしたという形で本部予算にとっていますので、ここには計上されておられません。

○議長（一條 光君） そのほか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） まず先ほど18番議員が聞いた宮崎支所の放送設備のことなんですけど、これ要するにこの間の耐震改修のときにどうして移しておかなかったのか、その辺を1点お聞きしたいと思います。

それから、18ページの消防団の報奨組合の話なんですけど、これは先ほどから震災関係の予算がいっぱい出ていますが、その関係で亡くなられた方も多かったと思いますので、そのことに関しての補正ということで理解してよろしいのでしょうか。この2点お願いいたします。

○議長（一條 光君） 宮崎支所長。

○宮崎支所長（佐竹久一君） 宮崎支所長、お答えします。

どうして移さなかったのかというのは、ちょっと私4月から行ったものですから、もう既に工事が終わっているということで、その辺は後で聞いて、承知しておりません。ただ、事業費の関係でおろされたのかなというふうなニュアンスを持っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） 危機管理室長、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、宮城県で死者97名、行方不明者10名ということで、宮城県で107名の方、あと岩手県で119名の方、福島県で27名で、合計253名の消防団員が亡くなっております。そのために、今まで報償費は年1,900円ということで支払いしてございましたけれども、この人数に対処ができないということで、23年度におきましては2万4,700円と、それでその差額の2万2,800円で町の消防団の定数が640人ということで、その金額が出ております。以上です。

○議長（一條 光君） 15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 先ほどの10ページの放送設備なんですけど、今の支所長がわからないとしても、結局JAさんに貸すためということもあって工事したわけなので、そのときになぜ移しておかなかったのかという話は副町長か総務課長にお答えいただければ。支所長は前のことなのでわからないと言うので。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

支所庁舎の修繕関係につきましては、きめ細かな臨時交付金事業、それで事業費を設定してやったということでございます。ただ、先ほど支所長お話ししましたとおり、事業費が足りないからという形ではなかったと、そのときの工事関係で防災関係、耐震補強工事、それから今ある電話の防災、あるいは情報システム、ATM等の看板とか、そういうのまで工事していますけれども、御指摘はそのとおりでございますが、そのときこれを一緒にしなかったのはちょっと見落としたといえいいのか、それまでその補助対象に含まなかったということでございます。（「了解です」の声あり）

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 3点お伺いします。

まず、15ページの林業費の中に森林GIS整備関係の費用があるんですが、前にも予算も出ていることもあったと思って、それで減額になっているところは要するに余ったのか。それと、整備事業の委託料というのはこれからさらに委託するのか。今の事業の進行状況、その辺も含めてお伺いしたいのが1点。

次に2点目は、17ページの住宅費の民間住宅リフォーム助成1,500万円ということで、今回はどの程度の内容といいますか、どのぐらいの状況でやるのかお聞きします。

3点目が18ページ、先ほど来教育総務費の緊急連絡網システム導入委託料ということで非常にありがたい予算だなというか、ぜひやっていただきたいと思ったんですが、先ほど教育総務課長のお話の中で小中学校、幼稚園、認定こども園、中新田保育所と、そこにぜひ私立幼稚園2園もぜひ同じ幼小中ということで含めていただけないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

御指摘のありました森林GIS関係の予算につきましては、当初予算におきまして県のシステムをお借りする事業と、町のシステムの改修事業、2本立てで予算を計上しておりました。このうち、県の事業につきましては国の2分の1の補助金がつく事業で行うということでありまして、町のシステム改修につきましては補助の対象でなかったわけでありまして、今回その部分につきましても補助対象になるということで、組みかえをいたしております。66万9,000円分については、町の改修分を減額いたしまして、県の改修のほうに移しかえたと。それで、必要なくなった備品等についても減額したという中身になっております。以上です。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

2番目の質問で、17ページの住宅建設費の補助金、民間住宅リフォーム助成1,500万円ほど計上させていただいております。当初予算で通常枠ということで1,000万円、6月補正時に震災枠も対応してもらいたいということで1,000万円計上させていただいて、合わせて2,000万円の現計予算があります。それで、大変好評な事業でございまして、今現在受け付け件数が225件ということで、間もなくこの2,000万円の助成金がなくなる状況でございます。新たにまた150件ほどの追加があるだろうということで1,500万円を計上させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 木村議員の質問の趣旨は当然理解しているわけですがけれども、私立幼稚園に関しましては、まず1つは教育総務課が監督官庁ではないということを御理解いただきたいと思ひます。ただ、子供の安全あるいは私立幼稚園がどのように考えているかわかりませんが、仮にそこまでも含めるということになると、補助というような形になると思ひますので、この辺につきましても町長と協議をしながら検討してまいりたいと思ひます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 教育総務課長の発言はよくわかります。それで、町長ぜひ今、政策推進室長を中心に中新田地区の子供たちの今後ということでずっと懸案でやっておりますので、当然私立幼稚園側でどのように考えるかという考え方も十分お聞きしていただいて、同じ町内の子供たちの安全を守るという点でも前向きな方向で検討いただければなと思ひますが、町長いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今いろいろと私立幼稚園との話し合いが持たれていることは私も承知していま

す。確かに議員おっしゃるとおり。私立幼稚園に通うお子さんだけが抜けているといいますか対象から外れているということは問題ではございます。前向きに検討させていただきます。

○議長（一條 光君） 9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長にお伺いしたいと思います。

先ほど16番議員からねりんピックのお話がありましたけれども、保健福祉課長のお話を聞きますと来年やられるということなんですけれども、町長は今大変忙しくて、いろいろなことに対してなかなか取り組めないのかなというふうに思っているんですけれども、時間ができたら、加美町にはよそに誇れる名立たるイベントがたくさんあるわけなんですけれども、その実行委員会の構成といいますか、実行委員会の役割というものを一度検証していただきたいなというふうに思っております。というのは、やはり先ほど保健福祉課長から実行委員会にそれぞれさまざまな団体にも加盟、構成としてやっていただくというようなお話があったんですけれども、実行委員会の中には形骸化というか、実行委員会の体をなしていない実行委員会もあるわけですね。町民の方が実行委員会に呼ばれて行ってみると、メンバーが集まってみると、実行委員会ではなくて不実行委員会だなという批判を受けたことも私あります。町長はこれからのまちづくりの中で町民との協働のまちづくりというのを進めていく場合に、やはりイベントのあり方というものも、町民のかかわりの中で再考していくべきこともあるんじゃないかというふうに思っております。特に町の職員の方々が本来の仕事でなくて実行委員会に駆り出されて、そして土曜日、日曜日に出て、それで代休をとって調整をしているという、これが現実なんですよね。ですから、町長が進める協働のまちづくりを進めるためにも、そういう組織的な部分または町の考え方からやはり変えていかないと、なかなか町民の方々と協働で進めないのかなというふうに思っています。

もう1つは、やはり職員の方々の意識改革といいますか、職員は本来の仕事をお持ちになっていて、なおかつそういうイベントに関して町民といろいろな関係団体とのコーディネート役とか、そういうことに徹していただければもっとうまく回るんでしょうけれども、職員みずから本当に頑張っているやらないとという、商工観光課なんか本当にイベント屋みたいな状況ですからね。そういう意味では、もっともっと実行委員会のあり方というものにもひとつ町長の考え方を入れていただいて、また職員の方々も町民でやれるものに関してはまず話して、お互いに協力してやっていただくという体制づくりをどのように進めていくべきかということを考えなければいけないと思いますので、今後そういう進め方について町長の思いがあればお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私の考えていることは、全く工藤議員と同じでございます。答弁でも申しまし

たように、今、町が直接職員が行っている事業の中で、これは町民ができると、むしろ町民にお任せしたほうがいいというもの、それからこれは町と町民が一緒になってやったほうがいいというもの、これはどうしても町職員がやらなければいけないというもの、許認可事務とかこういったものがありますから、そうったものをやっぱりきちっと仕分けといいますか分けて、そしてできるだけ町民ができることは町民にお任せするというふうな考えがまず大前提に持たなければならないと私は思っています。そして、実行委員会を立ち上げて、工藤議員が言うように結局のところ職員がすべてやらなければならないということでは、何のための実行委員会かわかりませんので、やはりこれはきちっと、ねんりんピックの場合ですとまさにこれは町と町民が協力し合って、一体となって取り組まなくてはならない事業でありますから、町民の皆様方に大いに御活躍いただくように、大いに一緒になって働いていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

私、国体が開かれたとき、県の国体障害スポーツ大会局というところで1万人ボランティアの養成の担当、責任者をさせていただいたんですけれども、ボランティアさんにできることはもうできるだけボランティアさんにお任せをすると、自主的に動いていただくところはもう自主的に動いていただくと、そういったような形で1万人ボランティア、夏の大会、秋の大会、そして最後の知的障害、身体障害合同の第1回目の大会でしたけれども、運営をさせていただきましたので、そういった経験ももとにしながら、工藤議員のおっしゃるような方向で実行委員会を構成し、町民とともに大会運営の準備、そして運営をしていきたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） もう1つ、町長にお伺いしたいんですけれども、やはり町のイベントとか、そういうよそからいろいろ来ていただくということが、先ほど町長が言った「リピーターになっていたきたい」というような思いがあるようなんですけれども、果たしてイベントとかにぎわいを創出することが、町の活性化に即……、即というのはすぐという意味ではなくて、額面どおりくらいの活性化効果があるのかどうかということを常々私思っているんです。一生懸命やって、にぎわいはあったんですけども、残ったのは疲れだけだったというパターンが、今までのイベントの中で多分にあるわけですね。そういった中で、もっと町にお金がおりととか、あと町民がよその人たちと触れて自分たちを高めていける内容とか、そういうイベントの持ち方そのものをもっと基本から考えていかないとというふうに思うんですよね。これはねんりんピックに関したことだけではないんですけれども、これからさまざまなイベントが町民の方々にも協力いただきながら開催されるわけなんですけれども、ひとつその辺、先ほど町長が言われた町民との機能分担といいますか役割分担といいますか、その辺をしっかりとやっていくことによって、より効果のある催し物というのがやっっていけると思っていますので、

その辺についてのお考えをお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も議員同様、イベントを一過性のものに終わらせてはならないというふうに考えております。そういった意味から、実は答弁でもお話ししたようにやくらい高原マラソン、高橋千恵美さんとお会いしたときに千恵美さんをお願いをして、千恵美さんのお写真とメッセージをホームページ上に、さらにはチラシもつくり各学校や実業団の競技クラブといたしますか、そういったところにも配布するというふうなこと、そして私自身が皆さんと一緒に走って、そして皆さんと会話を交わし、そして県外から来た多くの方々と「ぜひ来年も来てください」と、また「このマラソンだけじゃなくて、加美町にはこういうものもありますからぜひまた加美町に遊びに来てください」ということで、私自身もトップセールスをしたところでもあります。ですから、今後どのようなイベントであっても、一過性に終わらせない、やくらいマラソンもマラソンに1回来るだけじゃなくていろいろな形で加美町に来ていただきたい、そして来た方々が今度はトレーニングでまた来よう、いろいろな形で加美町に来ていただくような仕掛けといたしますか、あるいはPRといたしますか、こういったものをしていかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、例えばねんりんピックに関しては先ほど宿泊の問題がありました。当然この加美町だけでは十分ではございません。恐らくは古川、その他の地域に宿泊される方もいるでしょう。私はこれは非常にもったいないと思っております、いわゆる民泊ですね、こういったことも含めて検討していきたい。民泊をいたしますと、その後家族同士の交流というのが生まれてくるんですね。こういったものなどが次のいわゆるリピーターといたしますか、加美町のファンといたしますか、加美町が第二のふるさとになるということにもつながっていくと思っておりますので、そういったことも十分考えながら、イベントのあり方、運営の仕方、そしてどうそれをその後につなげていくか、考えながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、町民の皆様方にも御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか。2番尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 22ページ、災害復旧費ですが、震災後6カ月を経過して、町の復旧工事、道路、それから学校等々の現状をひとつお願いしたいと思っております。

それからもう1つ。22ページの公債費であります、3年据え置きをやつを据え置きなしで返済していくというふうなことですが、今年度中にもこうした方法を取り入れていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

御質問の、今の災害復旧状況ということでございますけれども、道路債につきましては災害査定も終了しましたので、もう半分以上工事を発注し、中には完了している路線もあります。また、これから細かい部分の補修工事の積算、設計をして、できるだけ早期に完了したいと思っております。また、公共施設の建物建築関係でございますけれども、小さいものからどんどん発注して、60件ほどの工事を発注して、今工事を進めている、あるいは完了している箇所もございます。あと、学校関係の復旧に関しましては、災害査定が先月一部終了して、これから補助金申請なりその手続をして、工事発注の段階になっております。また、残りの学校施設分はまだ災害査定の日程が決まっておりませんので、それをあわせまして申請する段階になっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

御質問の3年据え置きなしで返還を行うということにつきましては、当然3年据え置きといいますと3年間利子補給で4年目からということになるのを短縮するわけですから、今回のように補正額が何千万円というふうに出てまいります。ですから、償還計画等見ながら、できるだけこういうことについては積極的に進めたいというふうに思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 2番尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 償還計画に基づいてというふうなことです、本年度の公債費の予算もありますよね。そうしたときに、本年度の公債費アップ等々につながっていかないかというふうな心配があるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 先ほどの町長が提案理由の中で申し上げましたけれども、そのこともちゃんと計算をして、上がらないということでやっております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 1点、お伺いしたいと思います。

22ページの保健体育費の体育施設費、修繕料100万円とありますけれども、これに対してはどこの施設の何の修繕費なのかということについてお伺いします。お願いします。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えします。

今回の修繕料の補正に関しましては、施設は宮崎にあります総合体育館、自動火災報知設備を修繕

するものでございます。内容に関しましては、毎年行っております消防設備の保守点検で指摘のありました光電アナログ式の煙感知器が誤作動を起こす状況になってきております。これは経年劣化によって誤作動が起こってきている状況にありますので、その誤作動を起こしている15カ所を交換するものでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） ありがとうございます。今の修繕費に伴って、さきに行われた町民運動会、中新田地区なんですけれども、中新田体育館の放送設備に関しての故障、あるいは今運動施設としてトレーニングルームがありますが、そこに関して最初の登録者はたくさんいらっしゃいますが、実際に使っている方が非常に少ないと。それに伴って、給湯設備、全くお湯が出ないというところも1つの問題じゃないかということ言われているんですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えします。

御質問のありました中新田体育館の放送設備に関しましては、大分年数もたっておりまして、正常に作動しないという状況にありまして、現在総合計画の年次計画の中に載せまして、改修を予定している状況にあります。

それから、体育館の中にフィットネスルームをつくりまして、利用してもらっている状況にありますが、これは指定管理者のほうからの発議で改修しまして、設備を設置している状況にあります。現状をお聞きしますと、会員として登録されている方の中に、やはり幽霊会員というような形の方も大分おりまして、会員登録はしたものの都合がつかなくてなかなか使う機会がないという方もいらっしゃいます。その中で、使ってはみたものの大分汗をかいて、帰りにちょっとシャワーを浴びて帰りたいという御要望の方もいらっしゃいます。シャワールームを使わなくなってから大分時間もたちまして、現在指定管理者と協議を進めましてこれを改修して使える状況にあるかどうか、現在検討させている状況にありますので、順次その内容によって改修できるかどうか検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（一條 光君） 5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 先ほどの放送設備の件、これに関してはかなり前々から言われていることでありまして、正直この間旧中新田の町民運動会の際には非常に音も聞こえず、何を言っているのかわからないという状態でのクレーム等々もありましたので、ここの部分に関していつごろまでできるかというところをできれば明確にしてほしいというのが1点。

あと、給湯設備ですね。私もちょっと給湯設備をやったことがありますて、大分古くなると使えない状況というのがありますて、それを改善するには結構予算もかかってくるように思うんですが、やはり運動した人、これから冬になりまして、かなり寒い状態で帰らせるわけにはいかないと思うんですが、この辺のお考えもお願いしたいんですが。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えします。

放送設備の改修に関しましては、現在総合計画の中に載せて計画をしているんですが、その最終年次が26年だったと思います。それまでの間に、緊急度もあろうかと思いますが、財政面というところもございまして、その辺、いろいろな各部署と相談をさせていただきながら、できるだけ早く改修を進めたいと思っております。

それから、シャワールームに関しましては、フィットネスルームができる段階で私のほうからも多分そういう要望は出るだろうという予想をしまして、指定管理者のほうと話を進めていた段階なんですが、やはりここに来て、ことしの夏場は大分暑かったものですから、一部の方から御要望がございました。今後寒くなってきて、どういう状況に変わってくるか、いろいろ御利用されている方と御相談申し上げながら、その御意見の多少もございまして、その辺を勘案しながら検討していきたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これにより議案第53号平成23年度加美町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第53号平成23年度加美町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。